

「第4次白岡町総合振興計画後期基本計画」素案のパブリックコメント(意見公募)を実施します

町では、「第4次白岡町総合振興計画後期基本計画」の策定を進めてきました。

このたび、計画の素案がまとまりましたので、素案の公表を行い、町民の皆さんからの意見を求めるパブリックコメント(意見公募)を実施します。

公表日 11月1日(水)

素案の入手方法

町ホームページ

URL <http://www.town.shiraoka.saitama.jp/base/index.html>

ホームページ以外の素案の閲覧場所
政策財政課及び町政情報コーナー

意見等の提出期限 11月10日(金)

意見等の提出方法

ご意見、住所、氏名、連絡先電話番号を記入のうえ、次の方法で提出してください。

電子メール

seizai@town.shiraoka.saitama.jp

持参

郵便(手紙、はがき)

〒349-0292 白岡町大字千駄野432番地

ファクス(92)9096

持参、郵便、ファクスの場合は、政策財政課政策調整担当あてにお願いします。

問合せ

政策財政課政策調整担当

内線366



自転車のルール 知ってますか?

1 信号を守りましょう!



「歩行者自転車専用」の信号機があるときは、その信号にしたがって通行しましょう。

信号機の信号等に従う義務(道路交通法第7条)
3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金
特定の交通に対する信号(道路交通法施行令第2条第5項)

2 一時停止は必ずしましょう!



「一時停止」の標識がある交差点では自転車も一時停止をしなければなりません。

必ずとまり、「右・左・右」をよく見て安全を確認しましょう。

指定場所における一時停止(道路交通法第43条)
3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

3 夜間はライト、反射材をつけましょう!



夜間、道路を通行するときは必ずライトをつけましょう。

夜間のライト点灯義務(道路交通法第52条第1項前段)
5万円以下の罰金

夜間は、反射材を備えた自転車に乗りましょう。

反射機材等の装備義務(道路交通法第63条の9第2項)
5万円以下の罰金

4 急な進路変更はやめましょう!



後方から進行してくる車が急ブレーキや急ハンドルで避けなければならなくなるような進路変更はやめましょう。

後車に影響を及ぼす進路変更の禁止(道路交通法第26条の2第2項)
進路変更するときは、必ず周囲の安全を確かめましょう。

5 自転車通行可の歩道を走るときは歩行者が優先です!



普通自転車は、自転車通行可の道路標識のある歩道を通行することができます。

普通自転車の歩道通行(道路交通法第63条の4第1項)
歩道を通行するときは、車道よりの部分を徐行運転しましょう。

また、歩行者の通行をさまたげそうなときは一時停止しましょう。

普通自転車の歩道通行(道路交通法第63条の4第2項)
2万円以下の罰金又は料料

6 携帯電話を利用しながら運転するのはやめましょう!



走行中の携帯電話の使用は注意が散漫となり危険なのでやめましょう。

埼玉県道路交通施行細則第10条第4号(道路交通法第71条第6号)
5万円以下の罰金

生活環境課 生活安全係 内線152・153